

令和2年6月15日

保護者様

尾張旭市立旭小学校

校長 浅野 謙一

児童の携行品に係る配慮について（お知らせ）

初夏の候、保護者のみなさまにはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日ごろは本校の教育活動に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成30年に文科省は、通学時のランドセルやかばんが重くなり児童の大きな負担になっていることから、教科書や道具類などの荷物を学校に置いておく、いわゆる「置き勉強」を認めるよう通知しています。通知は、教科書や教材は宿題、授業の予習・復習など家庭学習を進める上で重要だとしながらも、児童に何を持ち帰らせるか、何を学校に置いたままにするかは、保護者とも連携し、通学上の負担などを考慮して各学校で判断するように求めています。

そこで、旭小学校では、以下のことに留意しながら児童の携行品に係る配慮をしています。

【日常的な教材や学習用具等について】

- ・ 宿題で使用する教材等を明示することにより、家庭学習で使用する予定のない教材等について、児童の机の中などに置いて帰ることを認めています。
- ・ 同じ日の授業で多くの学習用具を用いる場合には、あらかじめ数日に分けて持ってくるよう指導するなど、携行品の分量が特定の日に偏らないようにしています。
- ・ 教科用の特別教室で使用する学習用具の一部について、必要に応じて、特別教室内の所定の場所に置くことにしています。
- ・ 書写の授業があった際には、汚れた筆は持ち帰ることはありますが、その他の用具は学校に置くことを認めています。

【学期始め、学期末等における教材や学習用具等について】

- ・ 学期末に持ち帰る学習用具の中で大きいもの（水彩道具、習字道具、鍵盤ハーモニカ、裁縫道具等）については、1日一つになるよう計画的に持ち帰るとともに、給食エプロンや体操服、上履などを持ち帰る金曜日に重ならないよう指導しています。
- ・ 学校で栽培した植物等を持ち帰る場合、児童の状況等を踏まえ、保護者等が学校に取りに来ることも可能にしています。

担当 旭小学校

教頭 三崎 良美

電話 53-2035